

証券コード 2440

2024年6月10日

(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

株 式 会 社 ぐ る な び

代表取締役社長 杉 原 章 郎

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催したく、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に関しては電子提供措置を取っており、下記ウェブサイト
「第35回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記の他、以下の東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しておりますので、会社名、又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認ください。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主の皆様におかれましては、株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権の行使をお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等の電磁的方法による議決権行使の場合】

後記の「電磁的方法による議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、2024年6月25日（火曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋3丁目6番2号
日本橋フロント 6F AP日本橋 ROOM F
<https://www.tc-forum.co.jp/ap-nihonbashi/access/>
※昨年と異なっておりますのでご注意ください。



3. 目的事項

報告事項 (1) 第35期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第35期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）とインターネット等の電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎ 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。したがって、本招集ご通知は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

①事業報告のうち「主要な営業所等」、「使用人の状況」、「主要な借入先及び借入額の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」

②連結計算書類及び計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③監査報告のうち「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」及び「監査等委員会の監査報告」

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載いたします。

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	たき ひさ お 滝 久 雄 (1940年2月3日生) 再 任	1963年4月 三菱金属(株)（現三菱マテリアル(株)）入社 1989年10月 当社取締役 1993年6月 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事、現任） 1999年12月 当社代表取締役会長兼社長 2001年6月 当社代表取締役会長 2004年3月 当社取締役会長 2010年2月 当社代表取締役会長 2011年4月 (株)エヌケービー取締役会長（現任） 2019年6月 当社取締役会長（現任） 2021年12月 (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役（現任） (担当及び重要な兼職の状況) (株)エヌケービー取締役会長・創業者 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事） (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役	普通株式 7,097,800株
(取締役候補者とした理由) 創業者かつ株主の立場から企業理念を体現することで、全社的な成長と企業業績向上の実現を図ること及び取締役としての監督機能を適切に発揮することを期待したためであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	すぎ はら あき お 杉 原 章 郎 (1969年8月26日生) 再 任	1996 年 3 月 インターネットサービス会社起業 1997 年 2 月 (株)エム・ディー・エム（現楽天グループ(株)）の 共同創業者として参画 1999 年11月 楽天(株)（現楽天グループ(株)）取締役 2000 年10月 楽天ブックス(株)（現楽天グループ(株)）代表取締 役社長 2015 年 6 月 テクマトリックス(株)監査等委員である取締役 (現任) 2016 年 3 月 (株)楽天野球団取締役（現任） 同年 同月 楽天(株)常務執行役員 同年 同月 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役（現任） 2019 年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	普通株式 1,303,400株
		(担当及び重要な兼職の状況) テクマトリックス(株)監査等委員である取締役 (株)楽天野球団取締役 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役	
(取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験とインターネットビジネスやEC事業に関する高い見識を当社の経営に活かし、飲食店DXのベストパートナーへの進化を実現し、業績回復と全社的な成長を達成すること及び取締役としての監督機能を適切に発揮することを期待したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ふじ わら ひろ ひさ 藤 原 裕 久 (1960年11月6日生) 再 任 社外取締役 独立役員	1983 年 4 月 東京急行電鉄(株) (現東急(株)) 入社 2011 年 7 月 同社執行役員 2015 年 6 月 同社取締役 2019 年 6 月 当社取締役 (現任) 2022 年 7 月 東急(株)取締役専務執行役員 (現任)	—
		(重要な兼職の状況) 東急(株)取締役専務執行役員	
		(社外取締役候補者とした理由) 経営陣からの高い独立性のもと、東急(株)において財務戦略の立案・推進に従事した経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 (期待される役割の概要) 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	たけ だ かず のり 武 田 和 徳 (1961年5月17日生) 再 任 社外取締役	1986 年 4 月 トヨタ自動車(株)入社 2006 年 7 月 楽天(株)（現楽天グループ(株)）入社 同 年 同 月 同社常務執行役員 2007 年 3 月 同社取締役常務執行役員 2018 年 4 月 同社副社長執行役員 2019 年 1 月 楽天損害保険(株)取締役（現任） 同 年 6 月 当社取締役（現任） 同 年 7 月 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役副会長（現任） 2021 年 7 月 JP楽天ロジスティクス(株)代表取締役会長（現任） 同 年 12 月 (株)西友ホールディングス取締役（現任） 2023 年 3 月 楽天グループ(株)取締役副社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 楽天グループ(株)取締役副社長執行役員 コマース&マーケ ィングカンパニー プレジデント 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役副会長 楽天損害保険(株)取締役 JP楽天ロジスティクス(株)代表取締役会長 (株)西友ホールディングス取締役	—
（社外取締役候補者とした理由） 経営者としての豊富な経験と消費者ビジネスに関する高い見識を当社の経営に活かし、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 （期待される役割の概要） 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	お の ゆ い 小 野 由 衣 (1983年4月3日生) 再 任 社外取締役 女性	2007 年 12 月 楽天(株) (現楽天グループ(株)) 入社 2020 年 10 月 楽天(株)執行役員 2022 年 3 月 楽天グループ(株)上級執行役員 (現任) 同年 6 月 当社取締役 (現任)	—
		(重要な兼職の状況) 楽天グループ(株)上級執行役員 コマースカンパニー ECコン サルティング部ジェネラルマネージャー	
	(社外取締役候補者とした理由) 食関連ビジネスをはじめとするEC事業分野における高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 (期待される役割の概要) 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 藤原裕久氏及び武田和徳氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。小野由衣氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、藤原裕久氏、武田和徳氏及び小野由衣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。藤原裕久氏、武田和徳氏及び小野由衣氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告21頁をご参照ください。また、次回更新時に候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を更新する予定があります。
6. 当社は、藤原裕久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。藤原裕久氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

＜電磁的方法による議決権行使のお手続きについて＞

インターネット等の電磁的方法により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにて議決権の行使が可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2024年6月25日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネット等による議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権の行使が可能です。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用の際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用にならない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用になれませんのでご了承ください。

機関投資家の皆様は、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、インターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用になれます。

5. インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕 0 1 2 0 - 9 7 5 - 9 6 0（通話料無料）
〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

当社事業の状況及び今後の戦略等に関する情報を、下記サイトからもご確認いただけます。

- ・ 代表取締役社長 杉原章郎からのメッセージ（次回更新6月末予定）
<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/management/message.html>
- ・ ぐるなび公式note
https://note.com/gnavi_official

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へ移行したこと等により社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調となりました。当社サービスの対象である外食産業においては、消費者の外食支出やインバウンド需要が回復基調にありましたが、原材料価格の上昇や人材不足等、経営環境には厳しさや先行き不透明感も見られました。

当社は2024年3月期から2026年3月期までの中期事業方針において、「ぐるなびサイトの変革」「マーケティングエージェントの確立」「ぐるなびFineOrderの第2の基幹サービス化」「DXサービスの拡充」に重点的に取り組むこととしており、当期についてはその初年度として、重点施策に対して先行投資を実施し取り組みを強化するほか、既存の飲食店支援事業とプロモーション事業、店舗開発事業においては着実な売上拡大と効率的な事業運営により全社を支える安定的な収益基盤づくりを、関連事業に含まれるその他サービスについては徹底した運用効率化による収益力向上に努めてまいりました。

当期における重点施策に関する取り組みについては、モバイルオーダーサービス「ぐるなびFineOrder」の契約が外食チェーン企業を中心に従来の販促支援サービスでは加盟に至りづらかったカフェ業態等においても進展し、2024年3月末時点での契約企業数は期初に掲げた当期末目標65社を上回る97社（2023年3月末時点では44社）となりました。また契約企業における導入店拡大を順次進めると同時に当社の強みである人的サポート体制によるきめ細やかな運用・活用支援に取り組むことで、システム導入済み店舗の97%（2024年3月実績）で「ぐるなびFineOrder」はアクティブに利用されており、その結果3月末における累計利用者数は前四半期末比490万人増の1,650万人（利用した人の属する組人数の合計）となる等、消費者側における利用についても順調に拡大いたしました。その他、数千店規模で展開する大手外食チェーン企業への提案強化を目的に、当該企業の多くが利用するPOSベンダーとのシステム連携開発を推進いたしました。

また「ぐるなびサイトの変革」の一環として、「楽天ポイント」の貯まる飲食店予約サイトとしての認知を拡大し、サイト利用者の増加、加盟飲食店への送客力向上を図ることを目的とし、10月2日付で飲食店情報サイト「ぐるなび」の名称を「楽天ぐるなび」へ変更いたしました。

加えて「マーケティングエージェント」領域においては、インバウンド需要の回復を踏まえ Google ビジネスプロフィールの運用支援サービスにおいて多言語での情報発信サポートを強化する等、飲食店・消費者双方のニーズに即した商品の改良や提案を推進いたしました。

既存事業については、飲食店販促支援領域において飲食店への送客拡大を目的に「楽天ポイント」やネット予約で利用可能なクーポンをフックとしたキャンペーンを定期的で開催し、上述のサイト名称変更の効果も相まって、ユーザー基盤である楽天ID連携会員数は2024年3月末時点で874万人（前期末比167万人増）へと拡大いたしました。また店舗開発事業において6月に青森県八戸市、9月に茨城県日立市の商業施設に新たなフードホールをオープンいたしました。加えて、新たな取り組みとして飲食店に対する提案力及びサポート力の中長期的な向上を目的に、業務提携先である株式会社テンポスホールディングスとの協業関係を活かし、厨房機器販売店「テンポスぐるなび」を東京都江戸川区に2024年3月プレオープンいたしました。なお経営資源配分の見直しに関しては、5月に業務用食材・資材仕入れ専用のECサイト「ぐるなび仕入モール」を、8月には日本全国の観光・旅行情報を紹介するサイト「ぐるたび」をクローズいたしました。

以上の活動の結果、当期の売上高は12,982百万円（前期比5.6%増）となりました。事業区分別の売上高は下表のとおりです。

（単位：千円）

		第34期	第35期 (当連結会計年度)	対前期 増減率
		2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	
売上高		12,296,066	12,982,592	+5.6%
	飲食店販促サービス	8,982,170	9,570,741	+6.6%
	ストック型サービス	7,863,974	8,416,683	+7.0%
	スポット型サービス	1,118,196	1,154,058	+3.2%
	プロモーション	1,282,249	1,611,620	+25.7%
	関連事業	2,031,647	1,800,230	△11.4%

飲食店販促サービスのうちストック型サービスについては、前期より既存加盟店に対するプランアップ・増額提案に注力し売上を着実に積み上げた結果、前期を7.0%上回りました。スポット型サービスについては、経営資源配分見直しの一環として前期に実施した一部サービス（楽天ぐるなびデリバリー及びテイクアウト、ぐるなびPay、ぐるなびPOS+）の終了による押し下げ影響をネット予約手数料売上の拡大等により吸収し微増となり、飲食店販促サービス全体では前期比6.6%増と当社の中核となる売上は着実に回復いたしました。

プロモーションについては、新たに開始した加盟飲食店の店内を活用した企業向けプロモーションサービスの売上を計上したこと、官公庁からの受注が拡大したこと等から前期を上回りました。

関連事業については、訪日外国人向け観光情報サービス「LIVE JAPAN」や店舗開発事業の売上、アグリ関連事業の受託収入が着実に拡大したものの、売上回復に係る期間の収益確保を目的とした楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）からの業務受託を2023年3月をもって終了した影響等により前期を下回りました。

費用面については、自然減及び採用の厳格化による従業員の減少、売上回復に係る期間における固定費の低減等を目的とした業務提携先企業等への従業員の出向拡大等により人件費が減少したことを主因とし、前期を下回りました。

以上の結果、営業損失は339百万円（前期は1,724百万円の損失）、上述の店舗開発事業における新たなフードホールのオープンに係る収入等を営業外収益として99百万円計上したこと等から経常損失は277百万円（前期は1,664百万円の損失）となりました。なお特別利益に投資有価証券売却益125百万円を計上した一方で、特別損失に投資有価証券評価損228百万円を計上したこと等から親会社株主に帰属する当期純損失は363百万円（前期は2,286百万円の損失）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、総額738百万円であり、その主なものはソフトウェアの取得であります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第32期	第33期	第34期	第35期 (当連結会計年度)
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高(千円)	16,181,206	12,852,305	12,296,066	12,982,592
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△7,269,686	△4,692,490	△1,664,010	△277,896
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△9,704,279	△5,768,576	△2,286,336	△363,152
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△206.90	△114.46	△44.25	△8.98
総資産(千円)	13,567,882	12,107,815	13,001,006	11,411,162
純資産(千円)	9,375,392	8,851,859	6,898,687	6,137,557
1株当たり純資産額(円)	198.02	127.66	89.08	85.17

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第32期	第33期	第34期	第35期 (当事業年度)
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高(千円)	16,168,647	12,766,962	12,017,572	12,758,012
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△6,921,482	△4,625,498	△1,370,448	△171,868
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△9,311,618	△5,668,465	△2,189,268	△287,613
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△198.53	△112.49	△42.49	△7.63
総資産(千円)	13,261,526	11,816,355	12,782,265	11,217,166
純資産(千円)	9,036,141	8,569,522	6,688,821	5,989,047
1株当たり純資産額(円)	190.79	122.53	85.32	82.54

(注) ①②ともに、第33期より、「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しております。

(4) 対処すべき課題

当社が事業を展開する外食市場を取り巻く環境について、消費者側においては新型コロナウイルスが感染症法上の5類へ分類された2023年5月以降順調な回復を遂げている外食需要が、訪日外国人観光客数の回復・拡大が加わることで一層活性化することが期待されます。また外食を楽しむ際の飲食店検索・予約手段については、Google やSNSの活用等従来の飲食店検索サービスの利用に留まらない多様化が進展すると考えられます。

他方、飲食店側においては慢性的な人手不足や人件費の上昇、原材料価格の高騰等が経営の重荷となっており、飲食店が限られたリソースのもとで収益を確保・拡大するには、これまで以上に効果的な集客活動と効率的な店舗運営に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、外食産業の発展ひいては当社企業価値の拡大を実現するにあたり対処すべき課題は、飲食店が「外食ならではの」体験価値を消費者に提供し続けられる環境の整備に貢献し、売上拡大・店舗運営効率化の双方に寄与するための既存サービスの変革と新たなサービスの確立であると認識しております。

そこで当社は、飲食店情報サイト「楽天ぐるなび」を通じた飲食店への送客力を高める「サイト変革」、当社サイトに限らず多様な販促・集客手法を飲食店が効果的に活用できるよう支援する「マーケティングエージェントの確立」、モバイルオーダーサービス「ぐるなびFineOrder」を中心とした「飲食店運営のDX支援強化」を重点施策とする中期事業方針（2024年3月期から2026年3月期）のもと、現在直面している事業環境変化への対応を進めております。さらには食にまつわる様々な社会課題の解決に向けた将来的な業容拡張に備え、地域経済の活力向上に資するサービス展開に加え、アグリ領域での受託事業や卸事業者との連携による仕入領域でのサービス試行等にも着手しております。

次期におきましては、中期事業方針に掲げる黒字化の実現はもとより、その後の利益拡大フェーズへの転換を確実なものとする、長期視点にたった新たな価値創造のための積極的な事業展開を支える安定収益源を拡大することが重要との考えのもと、中核事業である飲食店支援事業の成長力を高めるべく以下の取り組みに注力いたします。

①「楽天ぐるなび」の強化

当社は飲食店への送客力の向上を目的に、楽天との協業のもと日本最大級の経済圏である楽天エコシステムの活用によるエンゲージメントの高いユーザーの確保・拡大に取り組んでおります。足元において上述のサイト名称変更後、楽天会員の中でも最も楽天ポイントを積極的に利用する「ダイヤモンドランク」の会員による新規ID連携の増加や楽天ID連携会員によるリピート予約の活性化の兆しが見られているところ、「楽天ぐるなび」を楽天会員にとって最も利得性、利便性の高い飲食店予約メディアとするため、楽天会員向けロイヤリテ

プログラムの構築やネット予約とシナジーを生む新たな販促商品の開発等に取り組んでまいります。

またコロナ禍において3名を割り込んでいた「楽天ぐるなび」経由のディナータイム予約における1組当たり平均人数が、まん延防止等重点措置が解除された2022年3月以降増加に転じ、2024年3月時点で4.7名まで回復していることを踏まえ、居酒屋をはじめとする多くのアルコール業態の飲食店が求める宴会需要の喚起策についても取り組みを強化してまいります。

②「マーケティングエージェント」の本格化

飲食店の販促・集客手法が多様化、複雑化する中において、飲食店が取り組むWeb販促活動を一括支援するエージェント機能の確立に取り組んでおります。当期において、営業スタッフを中心とした人的サポート力を活かすことで当該領域におけるサービスの一つであるGoogle ビジネスプロフィール運用支援サービスの利用店舗数が順調に拡大していることから、マーケティングエージェントは当社が創業以来培った「伴走型サポート体制」という強みを大いに活かすことができる成長可能性の高い事業であるとの認識を深めております。

今後はインバウンド対策やSNS運用対策等取り扱いサービスの拡充を図ると同時に、データ活用等によるエージェント活動の効率化・高度化にも取り組むことで、飲食店の売上拡大に寄与するだけでなく、複数にわたるサービスの運用に伴い増大する飲食店の業務負荷を軽減する等外食産業の労働環境の改善にも貢献してまいります。

③「商品造成力」の向上

上記①②の取り組みの推進力や実行力を高めるには、飲食店・消費者双方のニーズに即した有用な新商品を的確に企画、開発、提供する所謂「創って、作って、売る」サイクルをこれまで以上に迅速に回すことが重要なことから、2024年4月に再編した新体制のもと、商品造成力の向上を進めてまいります。

具体的には、CX部門とプロモーション事業部を発展的に廃止し、CX部門のうちユーザーマーケティング機能を飲食店支援事業部に、プロダクトデザイン機能を開発部門に移管したほか、メーカー・自治体等を対象としたプロモーション支援業務を飲食店支援事業部に移管する等、機能別に親和性高くシナジー創出可能な他の組織との統合を実施いたしました。これにより、より精度の高い商品戦略と販売戦略の一体的な立案やプロダクト開発業務の効率化、営業部隊の統括及び販売連携等を通じた顧客に対する提案・サポート力の強化を推進し、成果の最大化を図ってまいります。

なお、中期事業方針における重点施策の一つである「ぐるなびFineOrder」については、これまでの投資により改良を重ねた機能をベースに、既存契約企業（2024年3月末時点97

社）が保有するグループ店への横展開を中心に導入店拡大を図り、中長期的な飲食店DX支援強化の土台となる顧客基盤づくりを進めてまいります。

当社は上述の取り組みを通じ、「楽天ぐるなび」を介し消費者と飲食店をつなぐ力（送客力）をベースに、効果的かつ利便性の高い豊富な商品群の中から、営業スタッフがサポート力を発揮し個々のお店の課題に合わせ適切に提供することで、当社収益を増幅させる独自のビジネスモデルを磨き上げてまいります。その実現にあたっては、楽天をはじめとするパートナー企業との連携をより一層強化・推進すると同時に、当社独自の「外食に関する情報資産」の徹底活用に取り組んでまいります。

（ご参考）次期の見通し

次期の業績見通しについては、売上高は飲食店販促サービスの成長を主因に前期比9.8%増の14,250百万円と見込んでおります。費用面については、上述の飲食店支援事業の強化に向けた企画・運用体制の増強に係る採用費及び人員関連費用の増加を見込んでいるほか、2023年3月末に実施した減損処理により当期において低減されていた減価償却費の増加、コロナ禍からの加盟飲食店の経営環境改善を受けて当期に発生した戻入影響の解消による貸倒引当金の増加等を見込んでおりますが、引き続き業務効率化やコストコントロールを実施してまいります。

この結果、利益については営業利益150百万円、経常利益130百万円、親会社株主に帰属する当期純利益110百万円と5期ぶりの黒字を見込んでおります。

なお上記に記載した将来見通し及び予想数値は、直近の動向や当社が現時点で入手可能な情報に基づき判断したものであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績は、業況の変化等により上記将来見通し及び予想数値と異なる場合があります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、パソコン・スマートフォン等による飲食店等の情報提供サービス、飲食店等の経営に関わる各種業務支援サービスの提供その他関連する事業であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ぐるなび総研	50百万円	100%	「食」に関する総合的な調査研究及び情報提供
株式会社ぐるなびサポートアソシエ	20百万円	100%	事務関連業務請負事業及び福利厚生サービスの提供
株式会社Gダイニング	10百万円	100%	飲食店の経営、企画、運営及び管理等
咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社）	650百万円	100%	中国の日本ファン、日本食ファンに対する日本のグルメ文化の配信、現地のネットワークを利用した日本食の輸出促進

（注）株式会社ぐるなび総研は、2024年3月1日をもって解散し、清算手続中であります。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

① 発行可能株式総数		187,400,000株
② 発行済株式の総数	普 通 株 式	56,903,800株
	A 種 優 先 株 式	2,400,000株
③ 株 主 数	普 通 株 式	19,344名
	A 種 優 先 株 式	1名

④ 上位10名の大株主

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	株式合計	
楽天グループ株式会社	9,274,600株	0株	9,274,600株	15.75%
滝久雄	7,097,800株	0株	7,097,800株	12.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,987,500株	0株	3,987,500株	6.77%
SMBCCP投資事業有限責任組合1号	0株	2,400,000株	2,400,000株	4.08%
株式会社SHIFT	2,257,300株	0株	2,257,300株	3.83%
公益財団法人日本交通文化協会	1,862,800株	0株	1,862,800株	3.16%
杉原章郎	1,303,400株	0株	1,303,400株	2.21%
小田急電鉄株式会社	1,128,500株	0株	1,128,500株	1.92%
東京地下鉄株式会社	973,600株	0株	973,600株	1.65%
滝裕子	847,000株	0株	847,000株	1.44%

(注) 持株比率は自己株式（412,962株）を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

2023年12月1日付で当社の代表取締役1名に対して譲渡制限付株式報酬として、自己株式18,000株を処分しております。

※当社の株式報酬の内容に関しましては、「当事業年度に係る取締役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

(3) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は2023年8月31日開催の取締役会において、執行役員及び一部従業員に対し、当社の中長期的な企業価値に対するインセンティブを付与するとともに株主との価値共有を進めることを目的として、当社の発行する普通株式を譲渡制限株式として割り当て、その方法として第三者割当による自己株式の処分を決議し、同12月1日に自己株式730,500株を処分しております。
- ②当社は、2023年11月30日開催の取締役会において、定款に定める取得条項に基づく優先株式の取得及び消却を決議し、2023年12月15日付で優先株式のうち1,000,000株を自己株式として取得し、対価として優先株式1株につき531.932円を支払うとともに、当

社が取得した優先株式の全てについて、同日付で会社法第178条に基づき消却しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）

		株式会社ぐるなび 平成23年12月発行 新株予約権（株式報酬型）	
発行決議日		2011年11月18日	
新株予約権の総数		40個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 (新株予約権1個につき 200株)	8,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり (1株当たり 310円50銭) (注1)	62,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 1円)	200円
新株予約権の行使期間		2011年12月10日から 2041年12月9日まで	
新株予約権の主な行使条件		(注2)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	40個 8,000株 1人

(注1) 2014年4月1日付で普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整している。

- (注2) 1. 新株予約権者は、各新株予約権割当日の翌日から2年後又は当社取締役の地位を喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使することができる。
2. 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
4. その他新株予約権の行使の条件は、当該取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	社 外 取締役	独 立 役 員	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長			滝 久 雄	(株)エヌケービー取締役会長・創業者 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事） (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役
代表取締役社長			杉 原 章 郎	テクマトリックス(株)監査等委員である取締役 (株)楽天野球団取締役 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役
取 締 役	○	○	月 原 紘 一	
取 締 役	○	○	藤 原 裕 久	東急(株)取締役専務執行役員
取 締 役	○		武 田 和 徳	楽天グループ(株)取締役副社長執行役員コマース &マーケティングカンパニー プレジデント 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役副会長 楽天損害保険(株)取締役 JP楽天ロジスティクス(株)代表取締役会長 (株)西友ホールディングス取締役
取 締 役	○		小 野 由 衣	楽天グループ(株)上級執行役員 コマースカンパニー ECコンサルティング部ジェネラルマネージャー
取締役監査等委員 (常 勤)			鈴 木 清 司	
取締役監査等委員	○	○	南 木 武 輝	南木・北沢法律事務所代表 (株)エヌケービー社外監査役
取締役監査等委員	○	○	佐 藤 英 彦	
取締役監査等委員	○	○	石 田 義 雄	

- (注) 1. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鈴木清司氏を常勤監査等委員に選定しております。
2. 常勤監査等委員鈴木清司氏及び監査等委員石田義雄氏は、当社又は他社において長年にわたり常勤監査役を務めた経験があり、財務及び会計に関する知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任の限度額を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とし

ております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して株主代表訴訟を含む損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益若しくは便宜を得たこと、又は犯罪行為、不正行為、詐欺行為若しくは法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については保険契約の対象外にしております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役員及び重要な使用人として選任された従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等（以下単に「報酬」といいます。）は、企業理念を実践し、かつ企業価値向上を実現できる人材の獲得に資するものであることを前提に、経済環境や市場水準をふまえ各取締役に求められる役割・責任に応じた貢献に報いることを基本方針として決定するものとします。

また、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬は、「固定基本報酬」、業績連動報酬である「短期インセンティブ」及び株式報酬である「中長期インセンティブ」（以下短期インセンティブと中長期インセンティブを合わせて「変動報酬」といいます。）で構成されており、詳細は以下の通りです。

I. 「固定基本報酬」は、各取締役に対し、その職責等をふまえて固定額を定め、金銭にて毎月支給するものとします。

II. 「短期インセンティブ」は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して、年次賞与として、年1回金銭で支給するものとします。金額の決定にあたっては、各事業年度における会社の業績への貢献度の測定に最も適していることから、決算短信において公表している連結純利益の予想値を基本的な指標とし、その他取締役の役位及び担当事業の業績・成果等を勘案するものとします。なお、各事業年度の会社の業績により、支給しないこともあります。また、当事業年度を含む連結純利益の推移は、1. (3) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

III. 「中長期インセンティブ」は、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役

を除きます。以下「対象取締役」といいます。)を対象として、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とした内容の譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。なお、付与する額・数は、各対象取締役の職責等をふまえたものとし、かつ各事業年度の会社の各種業績指標やその他の定性的な要素を総合的に勘案して決定するものとして、在任中に年1回付与するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して変動報酬を支給する場合には、原則として固定基本報酬の3分の2を上回らない水準で支給するものとします。

業務執行取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対しては、客観的な立場からの意見や指摘への期待、また適切な監督機能の発揮の観点から、全額固定基本報酬での支給を基本としますが、必要に応じて中長期インセンティブの支給を検討し決定するものとします。監査等委員である取締役に対しては、固定基本報酬のみを支給します。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の内容の決定についての全部を取締役会から一任された代表取締役社長が、ガバナンス委員会の審議を経た上で、株主総会で決議された総額の範囲内で決定するものとします。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、上記の決定方針は、2023年6月21日開催の取締役会で決定したものであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会の審議を経ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年6月21日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬額を年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額5千万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する取締役の報酬額を年額2億7千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は4名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の限度額は、2023年6月21日開催の定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、経営の機動性を確保する理由から、取締役会の委任決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の固定報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動報酬の額を決定することをその権限の内容として、代表取締役社長杉原章郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決してしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定基本報酬	業績連動報酬 (短期インセンティブ)	株式報酬 (中長期インセンティブ)	
取締役 (監査等委員を除く)	132,101	130,401	－	1,700	5
(うち社外取締役)	(13,500)	(13,500)	(－)	(－)	(3)
取締役 (監査等委員)	24,750	24,750	－	－	4
(うち社外取締役)	(13,500)	(13,500)	(－)	(－)	(3)
監査役	7,950	7,950	－	－	4
(うち社外監査役)	(4,200)	(4,200)	(－)	(－)	(3)
計	164,801	163,101	－	1,700	13
(うち社外取締役 及び社外監査役)	(31,200)	(31,200)	(－)	(－)	(9)

- (注) 1. 業績連動報酬 (短期インセンティブ) の算定方法、算定に用いる業績指標等は、上記①Ⅱのとおりです。
2. 株式報酬 (中長期インセンティブ) は、非金銭報酬であり、その費用計上額を記載しております。
3. 期末現在の取締役 (監査等委員を除く) の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役2名が存在していることによるものであります。
4. 2023年6月21日開催の定時株主総会において当社は監査等委員会設置会社に移行したため、2023年4月1日から同株主総会終結まで在任していた監査役4名に対して、2023年6月21日までの報酬を支払っております。また、監査等委員である取締役4名に対して、2023年6月21日以降の報酬を支払っております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,591,442	流 動 負 債	2,768,362
現 金 及 び 預 金	5,368,002	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	117,360
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,968,454	未 払 金	1,841,597
未 収 入 金	890,254	未 払 法 人 税 等	2,521
そ の 他	440,854	預 り 金	103,955
貸 倒 引 当 金	△76,123	賞 与 引 当 金	390,646
固 定 資 産	1,819,720	ポ イ ン ト 引 当 金	27,246
有 形 固 定 資 産	154,958	受 注 損 失 引 当 金	60,486
建 物 及 び 構 築 物	69,208	契 約 負 債	181,375
そ の 他	85,750	そ の 他	43,173
無 形 固 定 資 産	531,200	固 定 負 債	2,505,242
ソ フ ト ウ ェ ア	223,012	長 期 借 入 金	2,200,000
そ の 他	308,188	資 産 除 去 債 務	180,381
投 資 そ の 他 の 資 産	1,133,561	繰 延 税 金 負 債	95,288
投 資 有 価 証 券	440,509	そ の 他	29,573
敷 金 及 び 保 証 金	397,957	負 債 合 計	5,273,605
そ の 他	295,094	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	11,411,162	株 主 資 本	5,877,096
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	6,846,537
		利 益 剰 余 金	19,143
		自 己 株 式	△1,088,584
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	241,690
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	180,191
		為 替 換 算 調 整 勘 定	61,499
		新 株 予 約 権	18,770
		純 資 産 合 計	6,137,557
		負 債 純 資 産 合 計	11,411,162

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

(2023 年 4 月 1 日から)
(2024 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			12,982,592
売上原価			5,081,078
売上総利益			7,901,514
販売費及び一般管理費			8,240,602
営業損益			△339,088
営業外収益			
補助金収入	80,000		
その他の費用	19,616		99,616
営業外費用			
支払利息	22,599		
コミットメントファイ	8,421		
その他の損失	7,402		38,424
経常損益			△277,896
特別利益			
投資有価証券売却益	125,447		
新株予約権戻入益	58,866		
その他の損失	1,200		185,514
特別損失			
投資有価証券評価損	228,916		
減損	30,486		
その他の損失	8,301		267,704
税金等調整前当期純損失			△360,086
法人税、住民税及び事業税	3,065		
法人税等調整額	－		3,065
当期純損失			△363,152
親会社株主に帰属する当期純損失			△363,152

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,247,753	流 動 負 債	2,722,875
現金 及 び 預 金	5,065,646	買 掛 金	111,084
売 掛 金	2,941,352	未 払 金	1,825,373
商 品	43,421	未 払 法 人 税 等	1,772
仕 掛 品	2,193	前 受 金	23,844
貯 蔵 品	1,907	契 約 負 債	157,530
前 払 費 用	356,662	預 り 金	102,531
未 収 入 金	881,344	賞 与 引 当 金	388,368
そ の 他	31,348	ポ イ ン ト 引 当 金	27,246
貸 倒 引 当 金	△76,123	受 注 損 失 引 当 金	60,486
固 定 資 産	1,969,412	そ の 他	24,636
有 形 固 定 資 産	137,850	固 定 負 債	2,505,242
建 物	68,954	長 期 借 入 金	2,200,000
工 具、器 具 及 び 備 品	61,196	資 産 除 去 債 務	180,381
建 設 仮 勘 定	7,700	繰 延 税 金 負 債	95,288
無 形 固 定 資 産	531,200	そ の 他	29,573
ソ フ ト ウ エ ア	223,012	負 債 合 計	5,228,118
そ の 他	308,188	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,300,361	株 主 資 本	5,790,086
投 資 有 価 証 券	440,509	資 本 金	100,000
関 係 会 社 株 式	70,000	資 本 剰 余 金	6,846,537
関 係 会 社 出 資 金	143,130	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,846,537
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	112,230	利 益 剰 余 金	△67,867
長 期 前 払 費 用	228,334	利 益 準 備 金	25,000
敷 金 及 び 保 証 金	388,727	そ の 他 利 益 剰 余 金	△92,867
そ の 他	10	繰 越 利 益 剰 余 金	△92,867
貸 倒 引 当 金	△82,581	自 己 株 式	△1,088,584
資 産 合 計	11,217,166	評 価 ・ 換 算 差 額 等	180,191
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	180,191
		新 株 予 約 権	18,770
		純 資 産 合 計	5,989,047
		負 債 純 資 産 合 計	11,217,166

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		12,758,012
売 上 原 価			4,967,817
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		7,790,194
営 業 損			8,021,326
営 業 外 収 益			△231,132
補 助 金 収 入		80,000	
そ の 他		13,826	93,826
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		22,060	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ		8,421	
そ の 他		4,081	34,563
経 常 損			△171,868
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益		125,447	
新 株 予 約 権 戻 入 益		58,866	184,314
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評 価 損		228,916	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		38,884	
減 損 損 失		30,486	298,286
税 引 前 当 期 純 損 失			△285,841
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,772	
法 人 税 等 調 整 額		—	1,772
当 期 純 損 失			△287,613

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

電子提供措置の開始日 2024年6月3日

第35回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

主要な営業所等
使用人の状況
主要な借入先及び借入額の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
社外役員に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

(2023年4月1日 から 2024年3月31日 まで)

株式会社ぐるなび

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

主要な営業所等（2024年3月31日現在）

① 当 社

本 社	東京都千代田区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
千葉営業所	千葉県千葉市中央区
新潟営業所	新潟県新潟市中央区
金沢営業所	石川県金沢市
静岡営業所	静岡県浜松市中央区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区
京都営業所	京都府京都市下京区
大阪営業所	大阪府大阪市北区
岡山営業所	岡山県岡山市北区
広島営業所	広島県広島市中区
愛媛営業所	愛媛県松山市
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
沖縄営業所	沖縄県那覇市

② 主要な子会社

株式会社ぐるなび総研	東京都千代田区
株式会社ぐるなびサポートアソシエ	東京都千代田区
株式会社Gダイニング	東京都千代田区
咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社）	中華人民共和国

(注)株式会社ぐるなび総研は、2024年3月1日をもって解散し、清算手続中であります。

使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
765名	△66名	40.2歳	9.5年

（注）使用人数には臨時使用人（期中平均 86名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
735名	△64名	40.3歳	9.6年

（注）使用人数には臨時使用人（期中平均 45名）は含んでおりません。

主要な借入先及び借入額の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	2,200,000千円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2024年3月1日の取締役会において、連結子会社である株式会社ぐるなび総研の解散を決議し、清算手続中であります。

社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況は、事業報告4. (1)取締役の氏名等に記載のとおりです。
 - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、以下のとおりです。

区 分	氏 名	兼職先と当社との関係
取締役	藤 原 裕 久	東急(株)との間で、当社が同社と共同で運営する訪日外国人向け観光情報提供サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」の売上及び運営費用の分配、ミールキット卸売等に係る取引があります。
取締役	武 田 和 徳	楽天グループ(株)との間で、主として以下のような取引があります。 ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の楽天ポイントの付与及び送客手数料のレベニューシェア ・プロモーションに関する委託・受託 ・アフィリエイト収益の受け取り ・楽天トラベル施設掲載・アフィリエイト連携の開発費 ・出向者給与等 楽天損害保険(株)との間で、会員向け特別サイト掲出に関する取引があります。
取締役	小 野 由 衣	楽天グループ(株)との間で、主として以下のような取引があります。 ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の楽天ポイントの付与及び送客手数料のレベニューシェア ・プロモーションに関する委託・受託 ・アフィリエイト収益の受け取り ・楽天トラベル施設掲載・アフィリエイト連携の開発費 ・出向者給与等

- ・上記以外に、当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況は、事業報告4. (1)取締役の氏名等に記載のとおりです。
 - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、以下のとおりです。

区 分	氏 名	兼職先と当社との関係
取締役（監査等委員）	南 木 武 輝	(株)エヌケービーとの間で、主として以下のような取引があります。 ・テレビCMその他のグラフィック制作の委託 ・イベントの企画・運営委託 ・出向者給与等 ・LIVE JAPAN制作料、掲載料等

- ・上記以外に、当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況並びに取締役会等における発言状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	発 言 状 況
取 締 役	月原 紘一	13/13回 (100%)	—	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	藤原 裕久	13/13回 (100%)	—	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	武田 和徳	12/13回 (92%)	—	—	長年にわたり培った経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	小野 由衣	12/13回 (92%)	—	—	EC事業分野における豊富な経験と高い見識に基づく公平な助言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	南木 武輝	13/13回 (100%)	3 / 3 回 (100%)	10/10回 (100%)	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を活かし、公平な助言、提言を行っております。
	佐藤 英彦	13/13回 (100%)	—	10/10回 (100%)	豊富な行政経験と弁護士としての専門的な知識に基づく公平な助言、提言を行っております。
	石田 義雄	12/13回 (92%)	3 / 3 回 (100%)	9/10回 (90%)	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。

- ・当社は、2023年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行しております。上表には、移行前の監査役会及び移行後の監査等委員会への出席状況を記載しております。

・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	職 務 の 概 要
取締役	月 原 紘 一	銀行やクレジットカード会社の経営者としての経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されていますが、取締役会等の場において、経営全般に対して、それらの豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。
取締役	藤 原 裕 久	経営管理や事業開発に関する豊富な経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されていますが、取締役会等の場において、特に事業計画等に対して、それらの経験・知識に基づく公平な助言、提言を行っております。
取締役	武 田 和 徳	事業開発や消費者ビジネスに関する豊富な経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されていますが、取締役会等の場において、当社の事業展開方針等に対して、それらの経験・知識に基づく有用な助言、提言を行っております。
取締役	小 野 由 衣	食関連ビジネスをはじめとめとするEC事業分野における高い見識を当社の経営に活かすことが期待されていますが、取締役会等の場において、当社の事業展開方針等に対して、それらの経験・知識に基づく有用な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	南 木 武 輝	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営を監督を行うことが期待されていますが、取締役会等の場において、特にコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの観点に対して、それらの知識・経験に基づく公平な助言、提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐 藤 英 彦	警察庁における豊富な行政経験と弁護士としての専門的な知識に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されていますが、取締役会等の場において、特にリスク管理の観点に対して、それらの経験・知識に基づく公平な助言、提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	石 田 義 雄	JR東日本旅客鉄道株式会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されていますが、取締役会等の場において、当社の事業展開方針等に対して、それらの経験・知識に基づく、公平な助言、提言を行っております。

会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000千円
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	39,000千円
② 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	－千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任に関する議案の内容を、また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を、それぞれ決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、86百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び業務を執行する社員（以下「取締役等」という。）・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（1）当社は、当社グループ（当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）のコンプライアンスに関する基本方針を以下のとおり制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループ各社の役員、使用人に伝えることにより、法令・定款遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

私たちぐるなびは、「食でつなぐ。人を満たす。」というPURPOSEのもと、食の可能性を信じ、世界中のヒト・モノ・コトをつなげ、人が満たされる場を創出する企業として存在しています。

その存在価値を最大化するためには、役員や社員一人ひとりが、法令や社会規範の順守は当然として、当社グループと取り巻くすべてのみなさまからの信頼に応え、企業市民として期待される社会的責任を果たすことが不可欠です。

そこで、当社は、「株式会社ぐるなび コンプライアンス指針」として次頁の項目を定め、実践していくことをお約束します。

1. お客様の視点に立ち、お客様が満足するサービスを提供し、信頼の向上に努めます。
お客様の声を誠実に受け止め、サービスの向上に活かします。お客様に正しい情報を提供することに努めるとともに、他人の知的所有権を侵害しません。
2. 社員の人権と人格を尊重し、働きやすい職場づくりに努めます。
理念体系に定める3つの「社員との約束」を守るとともに、多様性を尊重します。差別やハラスメントには厳正に対処し、安心して働ける会社を目指します。
3. 取引先とは常に対等な関係を保ち、公正な取引を実践します。
取引先とは公正・公平な関係を維持し、お互いが発展するために努力します。健全な競争を行い、食に関わる全ての業界が一層発展することを目指します。
いかなる反社会的勢力とも関係を持ちません。
4. 情報を、適切に管理および利活用します。
高度な情報セキュリティ環境を構築し、不正な手段により情報を得ようとする者から当社の情報を守ります。

情報を適切な手続きを経て入手するとともに、安全かつ世の中に貢献できるサービスを提供するために利活用します。

5. 透明性の高い企業運営に努めます。

事業を推進するために、適正な手続きを遵守します。会計に関する法令を順守した、適切な財務報告を実践します。

投資家の皆様に対し、適時・適切な情報を開示し、インサイダー取引の防止に努めます。

国、行政機関等から一定の目的をもって提供された資金（補助金、助成金、競争的研究費等）を適切に管理し、不正防止に努めます。

(2) 当社は、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する。

(3) 当社は、当社グループ各社の役員、使用人がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築する。

当社は、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、当社グループ各社の使用人が、当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署または外部機関に直接通報することを可能とする連絡窓口を設ける。

報告・通報を受けた当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、常勤監査等委員に報告するとともに、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、当社グループ全体の再発防止策を実施する。

(4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に「いかなる反社会的勢力とも関係を断ち、かつ、不当な要求には屈しません。」と定め、当社グループ各社は、これに基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。

(5) 当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施する。

(6) 当社のコンプライアンス担当者は、当社グループの役員、使用人に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る。

(7) 当社の内部監査部署は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画にしたがい、当社子会社に対する内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、「経営情報管理規程」を制定する。
- (2) 次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに、「経営情報管理規程」に基づき適切に保存・管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・計算書類
 - ・計算書類の附属明細書
 - ・稟議書
 - ・その他代表取締役社長が指定した文書、帳票類

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 第1項(2)により任命されたコンプライアンス・リスク管理担当執行役員は、当社グループ全体の「リスク管理基本規程」を制定する。

同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- (2) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスク管理に関する業務を所管する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ全体のリスク管理の状況を内部監査する。
- (4) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューする。
- (5) 当社は、不測の事態または危機の発生に備え、当社グループ全体の「危機管理基本規程」及び「大規模災害時対応要領」を定め、当社グループ各社の役員、使用人に周知する。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- ①「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」等意思決定ルール の策定
- ②代表取締役社長・執行役員を構成員とする経営執行会議の設置
- ③当社グループ各社の取締役会による予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- ④当社グループ各社の取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社グループの業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、当社グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署を当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の

伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(2) 当社取締役及び当社子会社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任及び権限を有する。

(3) 当社の内部監査部署は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、当社取締役及び当社子会社の社長に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(4) 当社子会社の取締役等は、当社の「関係会社管理規程」に定める子会社の重要事項に関する当社の事前承認の取得及び子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を遅滞なく実行する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員会と協議して、主として監査部の使用人から監査職務補助者を選任し、必要な人員を配置する。監査職務補助者は、専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助する。

(2) 当社の取締役は、当該監査職務補助者が監査等委員会の指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。

(3) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ることを要する。

7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループに関する以下に例示する事項等を監査等委員会に報告する。ただし、常勤監査等委員あるいはその指名を受けた監査等委員が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

- 1) 経営執行会議で審議された重要な事項
- 2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 3) 内部監査に関する重要な事項
- 4) 重大な法令・定款違反に関する事項
- 5) その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

(2) 当社グループ各社の役員・使用人は、上記（1）の2）、4）及び5）に関する重要な事実を発見した場合又は他の役員若しくは使用人から報告を受けた場合には、第1項（3）のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査等委員会に直接報

告できるものとする。

(3) 上記(2)に基づき報告を行った使用人が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該使用人に対しては、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を、監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 常勤監査等委員は、代表取締役社長との定期的な意見交換を、監査部の内部監査報告に合わせて行う。また、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員との定期的な協議の場を設け、意思疎通を図るとともに監査等委員会への報告等について遺漏のないことの確認を行う。

(2) 常勤監査等委員は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、監査の立場からの意見の反映を図る。内部監査については、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画に従い、当社グループの監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役等の職務執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則毎月1回の取締役会を開催（当事業年度中は13回）し、取締役の職務執行の監督及び法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っております。また、独立役員である複数の社外取締役を選任し、適宜経営陣とのコミュニケーションを図りつつ、監督機能を発揮しております。

なお、子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社からの事前の承認及び報告の体制を整えており、財務状況等についても当社の取締役会で報告しております。

② コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため「コンプライアンス指針」を定めております。当事業年度においては、コンプライアンス意識の徹底を図るた

め、基本方針に則り、当社グループの全役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施いたしました。

また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を2回開催し、当社グループのコンプライアンスやリスク管理上の重要な問題を審議いたしました。

さらに、当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合にすみやかに報告を受け、適切に対処することを目的として、コンプライアンス相談窓口を社内及び外部機関に設置しております。

内部監査につきましては、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画に従い、当社グループの監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。

③ 監査等委員である取締役の職務執行について

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名により構成され、原則として月1回開催しております。

当事業年度において、監査役会は3回、監査等委員会は10回開催され、当社グループの監査に関する重要な事項について委員相互による意見交換をしております。また、常勤監査等委員は、取締役会、経営執行会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席すること、定期的に代表取締役社長及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員と意見交換の場を設けること等で、監査の実効性の向上を図っております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題として捉えており、企業価値の最大化を念頭に健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ収益状況に応じた利益還元を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は基本的に中間配当と期末配当の年2回実施することとしており、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の配当を行うこと、また毎年9月30日又は3月31日を基準日とし配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の普通株式に係る配当については、上述の当期連結業績を踏まえ、現時点において当事業業の中長期にわたる再成長のための事業展開に備えた内部留保の確保が最も重要な課題であること等から、誠に遺憾ながら無配といたしました。なお、A種優先株式に係る配当については、定款及び発行要項の定めに基づき1株当たり45.000円といたしました。

連結株主資本等変動計算書

(2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	9,045,626	490,295	△2,996,438	6,639,483
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△108,000		△108,000
自 己 株 式 の 取 得				△531,932	△531,932
自 己 株 式 の 処 分		△1,667,156		1,907,854	240,697
自 己 株 式 の 消 却		△531,932		531,932	－
親会社株主に帰属 する当期純損失			△363,152		△363,152
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△2,199,088	△471,152	1,907,854	△762,386
当 期 末 残 高	100,000	6,846,537	19,143	△1,088,584	5,877,096

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	134,887	47,315	182,202	77,000	6,898,687
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△108,000
自 己 株 式 の 取 得					△531,932
自 己 株 式 の 処 分					240,697
自 己 株 式 の 消 却					－
親会社株主に帰属 する当期純損失					△363,152
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	45,304	14,183	59,487	△58,230	1,256
当 期 変 動 額 合 計	45,304	14,183	59,487	△58,230	△761,130
当 期 末 残 高	180,191	61,499	241,690	18,770	6,137,557

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	4社
主要な連結子会社の名称	株式会社ぐるなび総研 株式会社ぐるなびサポートアソシエ 株式会社Gダイニング 咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	1社
主要な非連結子会社の名称	上海万食通互联网技术有限公司

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称	
（非連結子会社）	上海万食通互联网技术有限公司
（関連会社）	株式会社日本食材情報

（持分法を適用していない理由）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. ポイント引当金

ぐるなび会員等に当社負担で販促活動により付与したポイント等の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

飲食店販促サービスの収益は、主にストック型サービスとスポット型サービスがあります。

ストック型サービスについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しております。

また、スポット型サービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、プロモーションサービスについても、上記スポット型同様、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループの有形固定資産154,958千円及び無形固定資産531,200千円のうち572,484千円は、飲食店販促支援領域の資産グループに属するソフトウェア等であります。

当連結会計年度において、当該資産グループにおいて継続的に営業活動から生ずる損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、各資産又は資産グループの減損兆候の有無を調査した上で、割引前将来キャッシュ・フローに基づき減損損失の認識の判定を行っております。

兆候があると判断された各資産又は資産グループは、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定された各資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。固定資産の減損の認識の判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を基に見積っており、有料加盟店舗数及び顧客単価の増加を考慮した売上高予測を主要な仮定として用いております。

これらの仮定は不確実性を伴うため、実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして連結計算書類に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,274,079千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。

4. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	金 額 (千円)
青森県八戸市他	店舗設備等	建物及び構築物	25,643
		工具器具備品	4,843

当社グループは、事業用資産については、事業区分をもとにグルーピングを行っており、更に店舗開発事業については所在地別に資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、店舗開発事業の一部の資産グループについて、収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,903,800株	－株	－株	56,903,800株
A種優先株式	3,400,000株	－株	1,000,000株	2,400,000株
合計	60,303,800株	－株	1,000,000株	59,303,800株
自己株式				
普通株式	1,128,462株	12,000株	718,500株	421,962株
合計	1,128,462株	12,000株	718,500株	421,962株

(注) 発行済株式のA種優先株式の減少1,000,000株は、一部償還によるものであります。

自己株式の普通株式の減少718,500株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。自己株式の普通株式の増加12,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式を退職のため無償取得したことによるものであります。当連結会計年度末の自己株式数は、他人所有株式9,000株を含んでおります。

(2) 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	2011年12月発行新株予約権 (株式報酬型)	普通株式	16,000	—	—	16,000	4,968
	2018年4月発行新株予約権	普通株式	160,400	—	160,400	—	—
	2020年9月発行新株予約権	普通株式	20,100	—	—	20,100	13,802
合計			196,500	—	160,400	36,100	18,770

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月28日取締役会	A種優先株式	108,000千円	利益剰余金	45円	2024年3月31日	2024年3月31日

- (4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。

(5) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2011年12月発行 新株予約権 (株式報酬型)	2020年9月発行 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	16,000 株	20,100 株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、短期的な預金等に限定して実施しております。また資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 135,629千円）は「その他有価証券」に含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、未払法人税等、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
1. 投資有価証券			
その他有価証券	374,880	374,880	—
2. 敷金及び保証金	397,957	392,338	5,618
3. 長期借入金	(2,200,000)	(2,131,069)	(68,930)

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

1. 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

2. 敷金及び保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

(3) 金融商品の連結決算日後の償還及び返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形及び売掛金	2,968,454	—	—	—
未収入金	890,254	—	—	—
敷金及び保証金	3,510	311,271	83,176	—
資産計	3,862,219	311,271	83,176	—
支払手形及び買掛金	117,360	—	—	—
未払法人税等	2,521	—	—	—
未払金	1,834,597	—	—	—
長期借入金	—	2,200,000	—	—
負債計	1,954,479	2,200,000	—	—

7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	金 額
飲食店販促サービス（ストック型サービス）	8,416,683
飲食店販促サービス（スポット型サービス）	1,154,058
プロモーション	1,611,620
関連事業	1,800,230
顧客との契約から生じる収益	12,982,592
外部顧客への売上高	12,982,592

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 85円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △8円98銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023 年 4 月 1 日 から
2024 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	9,045,626	9,045,626	19,994	307,751	327,746
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△108,000	△108,000
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分		△1,667,156	△1,667,156			
自 己 株 式 の 消 却		△531,932	△531,932			
利 益 準 備 金 の 積 立				5,005	△5,005	－
当 期 純 損 失					△287,613	△287,613
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	△2,199,088	△2,199,088	5,005	△400,618	△395,613
当 期 末 残 高	100,000	6,846,537	6,846,537	25,000	△92,867	△67,867

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△2,996,438	6,476,933	134,887	134,887	77,000	6,688,821
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	△108,000				△108,000
自 己 株 式 の 取 得	△531,932	△531,932				△531,932
自 己 株 式 の 処 分	1,907,854	240,697				240,697
自 己 株 式 の 消 却	531,932	－				－
利 益 準 備 金 の 積 立		－				－
当 期 純 損 失		△287,613				△287,613
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			45,304	45,304	△58,230	△12,926
当 期 変 動 額 合 計	1,907,854	△686,847	45,304	45,304	△58,230	△699,774
当 期 末 残 高	△1,088,584	5,790,086	180,191	180,191	18,770	5,989,047

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～15年
----	--------

工具、器具備品	3年～20年
---------	--------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

ぐるなび会員等に付与したポイント等の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

飲食店販促サービスの収益は、主にストック型サービスとスポット型サービスがあります。

ストック型サービスについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しております。

また、スポット型サービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、プロモーションサービスについても、上記スポット型同様、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社の有形固定資産137,850千円及び無形固定資産531,200千円のうち572,077千円は、飲食店販促支援領域の資産グループに属するソフトウェア等であります。

当事業年度において、当該資産グループにおいて継続的に営業活動から生ずる損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして計算書類に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,254,082千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,744千円
長期金銭債権	112,230千円
短期金銭債務	10,299千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入 49,143千円

営業費用 161,607千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	金額 (千円)
青森県八戸市他	店舗用設備等	建物	25,643
		工具、器具及び備品	4,843

当社は、事業用資産については、事業区分をもとにグルーピングを行っており、店舗開発事業については所在地別に資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、店舗開発事業の一部の資産グループについて、収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,128,462株	12,000株	718,500株	421,962株

(注) 当事業年度末の株式数は、他人名義所有株式9,000株を含んでおります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金	6,318,909
減価償却超過額	492,314
投資有価証券評価損	404,283
貸倒損失	11,728
貸倒引当金損金算入限度超過額	54,896
賞与引当金	134,336
株式報酬費用	15,201
契約負債	54,489
長期資産除去債務	28,681
その他	111,504
繰延税金資産小計	7,626,346
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,307,437
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6,318,909
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	95,288
繰延税金資産の純額	△95,288

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼 任等	事業上の 関係				
主要株主	楽天グル ープ株式 会社	直接16.42 %	兼任あり	資本業務 提携関係	販売促進費 (注(1))	1,486,823	未払金	228,795
					被出向者給 与の支払 (注(2))	239,157		
					業務委託費 (注(1))	14,900		
					その他 (注(1))	7,705		

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)市場価格等を勘案し当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

(2)出向元法人の給与相当額に基づき決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 82円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △7円63銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 大 輔
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ぐるなびの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 大 輔
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ぐるなびの2023年4月1日から2024年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重大な誤りがあると判断したときは、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

（1）監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（2）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社ぐるなび 監査等委員会

常勤監査等委員 鈴木 清 司 ㊞

監査等委員 南 木 武 輝 ㊞

監査等委員 佐 藤 英 彦 ㊞

監査等委員 石 田 義 雄 ㊞

(注) 監査等委員南木武輝、佐藤英彦及び石田義雄は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。